

オンラインによる 危険物取扱者保安講習 の実施について

これまでの議論及び令和2年度の状況

危険物取扱作業に従事している危険物取扱者は、3年に1度、都道府県の実施する保安講習を受講することが消防法により義務付けられている。

前回検討会までの議論

- 危険物施設の高経年化に伴う事故対策として、保安講習のカリキュラムにおいて、危険物施設の効果的な点検・維持管理の徹底方策等の内容を反映させる。
- あわせて、VRやグループ討議、効果測定等の方法を導入し、講習効果を高めることが有効である。
- また、講師研修会の充実や講師支援アドバイザー制度の創設など、講師の育成方策に取り組むことが重要である。

⇒これらの具体化に向けて、モデル検証等によりさらに検討を進めることとしていたところ。

令和2年度の状況

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各都道府県において会場の確保ができないなど、講習実施が困難な状況が生じた。
- 感染症対策を徹底したい事業者団体から、保安講習のオンライン化への要望が寄せられた。
- また、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等において、政府全体として対面を必要とする行政手続のデジタル化を推進する方向性が示された。



➡ **保安講習のオンライン化を優先的に検討。**

【講習のオンライン化により想定されるメリット】

感染症対策
(人と接触しない)

受講者の利便性向上
(時間・場所にとらわれない)

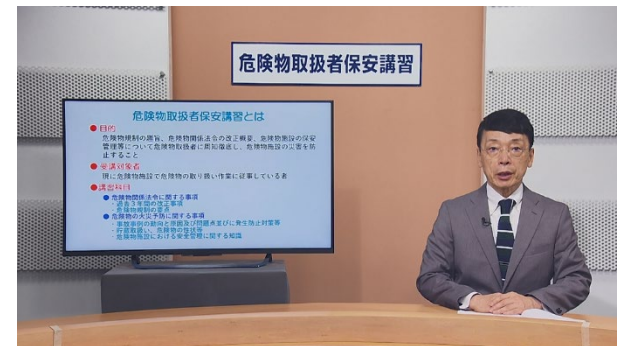
学習効果の向上
(効果測定の実施)

令和2年度における保安講習のオンライン化の概要

- 消防庁で標準的な講習動画を作成し、都道府県に提供
- オンライン講習を実施する際の運用上の整理について通知
(令和2年12月25日付け消防危第306号)

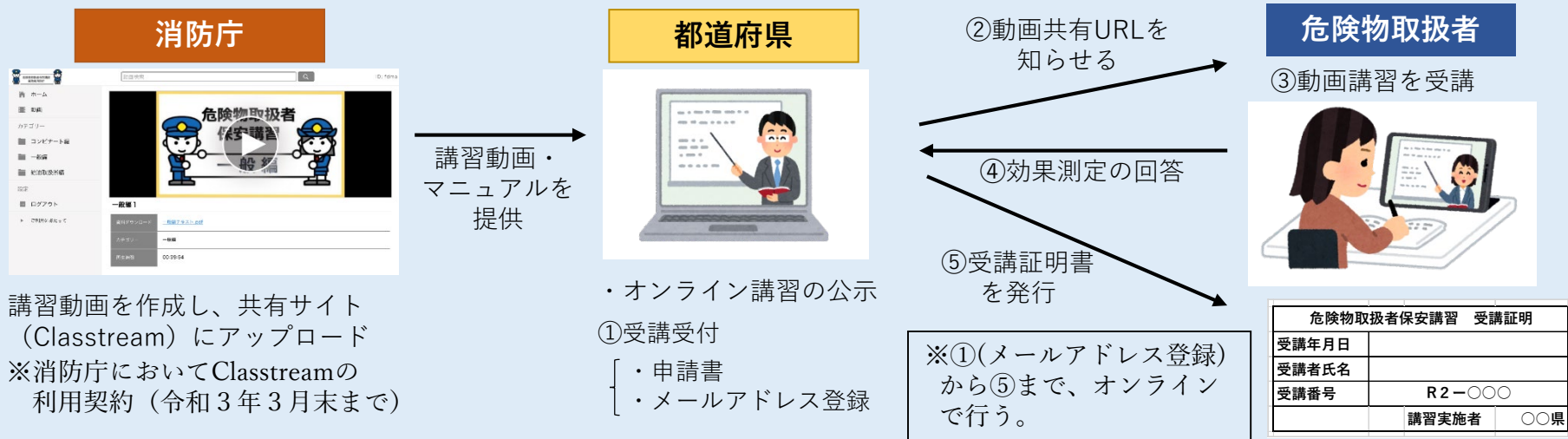
【通知のポイント】

- ・ 消防庁作成の動画を活用できること
 - ・ 効果測定により受講修了とすること
 - ・ 免状への証印（知事印）を省略し、代わりに受講証明書を発行すること
- 動画に併せて、追加的費用を極力生じさせない方法による実施例を示した「マニュアル」を、消防庁から都道府県に対して提供



※これまでの対面型の保安講習も継続

【マニュアルに基づく実施フロー】



⇒令和2年度は一部の都道府県においてオンライン講習を実施。

- ・ **令和3年度は、より多くの都道府県で円滑にオンライン化**ができるよう、消防庁において**実施フローを見直した上で、eラーニングサービスを契約**し、講習動画と併せて都道府県に提供予定。
- ・ さらに、オンライン講習を前提に、**デジタル技術を活用したより学習効果の高い講習・教材のあり方**について、引き続き検討。